

平成25年行政事業レビューシート

(復興庁)

事業名	介護報酬等支払業務支援事業(復興関連事業)		担当部局庁	復興庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～未定		担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 大野 秀敏		
会計区分	東日本大震災復興特別会計		政策・施策名	復興施策の推進 東日本大震災からの復興に係る施策の推進				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	介護保険法第41条第10項及び第176条等		関係する計画、通知等	介護保険事業費補助金の国庫補助について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災保険者における介護保険制度の円滑かつ安定的な運営に資することを目的として、被災保険者の国民健康保険団体連合会に対する介護給付費等の円滑な支払を確保するもの。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災保険者が国民健康保険団体連合会に対し、介護給付費等を支払えない場合に、国民健康保険団体連合会が介護サービス事業者等に対して行う介護給付費の立替払の際に生じる利子に対して補助を行うもの。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	22年度		23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算		-	7	7		
		補正予算		555	-	-		
		繰越し等		-	-	-		
	計		555	7	7			
	執行額		7	0				
執行率(%)		1.3%	0.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	本事業は、国保連が介護サービス事業者に立替払いを行う際の借入金に係る利子を補助することで、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、成果として数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			成果実績	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	本事業は、国保連が介護サービス事業者に立替払いを行う際の借入金に係る利子を補助することで、介護保険制度の安定的な運営を図ることを目的とするものであり、経費の性質上、活動内容を数値で定量的に示すことのできる指標はないところである。			活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-
単位当たりコスト	-			算出根拠	-			
平成25・26年度 予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	介護保険事業費補助金	7	-	廃止				
	計	7	-					

事業所管部局による点検				
	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	被災地の介護保険制度の安定的な運営のために必要な事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	東日本大震災での被災保険者への財政支援を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を確保することは、国が主体となって実施する必要がある。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	—	—	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—	—	
	単位当たりコストの水準は妥当か。	—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	介護保険制度の円滑かつ安定的な運営の確保に必要と考えられるものとして概ね妥当な範囲での補助を行っている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	平成23年度の事業実績等を踏まえ予算計上したものであるが、実態として保険者からの申請がなかったもの。	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名	
点検結果	介護保険法第41条第10項及び第176条等に規定する介護保険事業の適正かつ円滑な運用を図るため、国民健康保険団体連合会が行う介護保険事業に要する経費に対する補助としては概ね妥当なものであるが、震災後2年を経過した現在における必要性について検討が必要。			
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
—	介護保険制度の安定的な運営における本事業の当初の役割を終えるものと考えられることから、25年度で事業を終了することが適当である。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
—	震災発生以降の状況の変化を踏まえ、介護保険制度の安定的な運営における本事業の役割は終える見込みであるため、平成26年度は復興特会での予算要求を行わない。			
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年		平成23年	平成24年	37

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【平成23年度実績なし】

資金の流れ
(資金の受け取り
先が何を行っている
かについて補足
する)(単位:百万
円)